

南城市「指定ごみ処理券(シール)方式」Q&A

1. 制度の背景と導入の目的

現在、世界的な情勢不安によりプラスチック原材料の価格高騰や供給不安定化が続いています。本市では、従来の「指定ごみ袋」が店頭で欠品するリスクを想定し、ごみ収集を停滞させないための「危機管理」として本制度を導入いたします。

Q. 導入の目的は何ですか？

A. 最大の目的は、指定ごみ袋が万が一欠品した場合でも、市民の皆様が継続してごみを排出できる環境を維持することです。本制度は、地域の公衆衛生を守るための「セーフティネット(安全網)」としての役割を担っています。

Q. なぜ「袋の増産」ではなく「シール」なのですか？

A. 指定ごみ袋の安定的な製造・供給が不透明となった一方で、「シール(印刷物)」は現在の調達環境において比較的安定して製造・供給できる見通しがあるためです。複数の手段を確保することで、供給リスクを分散させています。また、県内市町村を含め広域的な指定ごみ袋の供給不足によるものです。

Q. これまでの指定ごみ袋は使えなくなりますか？

A. いいえ、引き続きお手元にある指定ごみ袋はこれまで通りご使用いただけます。当面の間は、従来の「指定ごみ袋方式」と「市販袋＋指定ごみ処理券方式」を併用して運用します。

Q. この制度はいつまで続きますか？

A. 現在は未定です。本制度は、危機管理対応として導入いたしますが、今後の運用につきましては継続して社会情勢を注視しながら、より良い方法について調査研究等を行ってまいります。

【市の考え:制度の持続可能性について】

市販のポリ袋をそのまま認めるのではなく、あえて「シール」を導入する理由は、分別ルールの継続性、指定ごみ袋を利用する市民の皆様との公平性を維持するためです。この「シール」にかかる手数料は、皆様のご自宅を一件ずつ回る「戸別収集体制」やそのごみを処分するための「処理費用」を支える重要な財源です。市販袋の活用を認めつつ、行政サービスとしての持続可能性と受益者負担の原則を両立させるための選択であることについてご理解とご協力をお願いいたします。

2. シールの価格設定と購入方法

新制度の導入にあたっては、従来の指定ごみ袋を既にご購入いただいている市民の皆様との「公平性」を最優先に価格を設計しています。

Q. シールの価格と販売単位を教えてください。

A. 1冊 10枚入りで 200 円(税込)です。1枚あたり 20 円の計算となり、取扱店でのばら売りは行っておりません。

Q. 価格設定の根拠は何ですか？

A. 市民の皆様が市販袋を購入する代金と、このシール代(20 円)を合わせた「総負担額」が、現在の指定ごみ袋(1枚 25 円～30 円程度)と同等になるよう算出しています。これにより、どの排出方法を選んでも負担額に差が出ない公平な仕組みとしています。

Q. シールはどこで購入できますか？

A. 制度開始当初は、一部の販売取扱店にて販売を開始します。詳細な店舗リストは、市ホームページや広報誌で公開いたします。

【市の考え:公平性を守るための背景】

この価格設定は、単なるシールの代金ではなく、公共サービスを継続するための「手数料」です。適切な手数料を確保することで、本市の特徴である利便性の高い収集体制を維持し、将来にわたって安定した住民サービスを提供し続けることが可能となります。

3. ごみの出し方と袋のルール

市販袋を利用する際は、円滑な収集作業と分別の徹底のため、以下の運用基準を厳守してください。

Q. どのような袋を使用すればよいですか？

A. 以下の条件を満たす透明・半透明の袋をご用意ください。

仕様 : 透明または半透明で中身が確認できるもの(市販のポリ袋など)

容量 : 20L 以上～50L 以下

重量 : 10 kg未満

家庭にある袋の再利用 : ご自宅にある透明・半透明の袋も、サイズや強度の条件を満たしていれば使用可能です。

禁止 : レジ袋、色付きの袋、中身が見えない黒い袋(これらは回収できません)

Q. 【重要】対象となるごみの種類は？

A. 本制度の対象は「もやすごみ」のみです。資源ごみ、もやさないごみ、有害・危険ごみについては従来の指定ごみ袋を使用し、従来通りのルールで排出してください。

Q. シールの貼付方法と排出重量制限は？

A. 次のルールを守り排出してください。

貼付：1 袋につき 1 枚、外側の見やすい位置にしっかりと貼ってください。

重量：1 袋あたり 10kg 未満を厳守してください。

時間：収集日の朝 8 時まで、決められた場所へ出してください。

【市の考え：収集作業の安全と安定のために】

市販のポリ袋は、市の指定袋に比べて素材が薄い場合があります。袋の破損による飛散を防ぐため、重いものがある場合は「二重袋」にする、鋭利なものは「新聞紙等で包む」などの補強をお願いします。こうした皆様の細やかな協力が、収集員の安全を守り、ひいては安定した収集体制の継続に直結します。

4. 破損・未回収時の対応・トラブルシューティング

Q. 袋が破れてしまった場合は？

A. シール部分を切り取り、新しい袋に貼り替えてください。剥がれないようテープ等で補強して排出いただければ有効です。

Q. ごみが回収されずに残っていた場合は？

A. 未回収の理由が記載された「ステッカー」の内容をご確認ください。主に以下のケースが未回収の対象となります。

【未回収となるケース】

- ・ **シールの不備** ： 貼付がない、コピー（複製）である、他で使用したシールの使い回し
- ・ **袋の不備** ： 中身が見えない（色付き・黒色）、規定サイズ（20L～50L）外
- ・ **排出の不備** ： 10kg 以上の重量過多、もやすごみ以外の混入（分別不備）

【市の考え：公正な受益者負担の原則】

未回収の措置は、ルールを守って手数料を負担いただいている大多数の市民の皆様との「公平性」を担保するためのものです。シールのコピーや不正利用を厳格に制限することは、適正な手数料徴収に基づいた公正な行政運営を行うための基盤となります。未回収となった原因を改善し、次の収集日に再排出をお願いいたします。

5. お問い合わせ先

制度運用について不明な点がある場合は、以下の窓口まで直接お問い合わせください。

部署名: 南城市役所 生活環境課

電話番号: 098-917-5318

南城市は、社会情勢の変化に迅速に対応し、市民の皆様が安心して生活を継続できる環境整備に努めてまいります。最新の情報は、市ホームページや広報誌をご確認ください。